

新旧対照表〔2023年4月1日実施〕

※ご契約中のサービス、料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

サービス名称	UQでんき	
料金プラン	UQでんきM／L（北陸）	UQでんきM／L（北陸D）
新旧対照表	〔3〕〔5〕〔6〕	〔1〕〔2〕〔6〕

サービス名称	いいだのでんき	BIGLOBEでんき	じぶんでんき	グランパスでんき
料金プラン	いいだのでんきM／L（北陸）	BIGLOBEでんきM／L（北陸）	じぶんでんきM／L（北陸）	グランパスでんきM／L（北陸）
新旧対照表	〔3〕〔4〕〔6〕			

サービス名称	モンスターでんき、四季でんき、SKE48でんき、Pontaでんき、ANAでんき、ARUHI でんき、よみぼでんき、ピクシブでんきプラン、JAFでんき、ペルソナでんき、でんきクラブ（タカシマヤコース）、ゆめカードでんき、グローバルポイントでんき、めぶきd e でんき、NCでんき、Vポイントでんき、わくわくでんき
新旧対照表	〔3〕〔4〕〔6〕

〔1〕■ でんき契約約款（北陸電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款（北陸電力・auEL） 2022 年 11 月 1 日実施 1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）が、一般の需要（北陸電力以外の者から電気の供給を受けている需要、北陸電力が別途定める特定小売供給約款〔2020 年 9 月 11 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、北陸電力が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。〕および北陸電力が別途定める低圧特別約款〔以下「低圧特別約款」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（北陸電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、このでんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 （略） 2 でんき約款および料金表の変更 （略） (3) 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に変更があった場合には、変更された内容にもとづき、北陸電力および auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。	でんき契約約款（北陸電力・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施 1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）が、一般の需要（北陸電力以外の者から電気の供給を受けている需要、北陸電力が別途定める特定小売供給約款〔2023 年 2 月 14 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、北陸電力が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。〕および北陸電力が別途定める低圧特別約款〔以下「低圧特別約款」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（北陸電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、このでんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 （略） 2 でんき約款および料金表の変更 （略） (3) 当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に変更があった場合には、変更された内容にもとづき、北陸電力および auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。

(略) 5 契約電流および契約容量 (1) 契約電流 (略) □ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 (2) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、北陸電力、 auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款および料金表を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、北陸電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (略) (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。	(略) 5 契約電流および契約容量 (1) 契約電流 (略) □ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 (2) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、北陸電力、 auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款および料金表を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、北陸電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備および蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (略) (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
---	---

イ 北陸電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。 ロ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、北陸電力に対し提供すること。 (略) (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (略)	イ 北陸電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。 ロ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、北陸電力に対し提供すること。 (略) (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (略)
8 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを北陸電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、北陸電力と当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、北陸電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (2) 契約期間は、次によります。 (略)	8 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを北陸電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、北陸電力と当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、北陸電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (2) 契約期間は、次によります。 (略) ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
9 供給電気方式、供給電圧および周波数 (略) (2) 5（契約電流および契約容量）(2) を適用する場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	9 供給電気方式、供給電圧および周波数 (略) (2) 5（契約電流および契約容量）(2) を適用する場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

11 需給契約の単位 北陸電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (略) (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	11 需給契約の単位 北陸電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (略) (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。 (4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
14 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 北陸電力および auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北陸電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。 (略)	14 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 北陸電力および auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（北陸電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。 (略)
18 検 針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。	18 検 針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
28 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (2) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	28 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (2) 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
29 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨	29 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨

害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、北陸電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 （略） (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、北陸電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 （略） (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
30 供給の停止 (1) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 （略）	30 供給の停止 (1) 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 （略）
31 供給停止の解除 30（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	31 供給停止の解除 30（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
33 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	33 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

(略)	(略)
34 損害賠償および債務の履行の免責 (略) (2)託送供給等約款等に定めるところにより、当該 一般送配電事業者 が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが北陸電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (略)	34 損害賠償および債務の履行の免責 (略) (2)託送供給等約款等に定めるところにより、当該 一般送配電事業者等 が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが北陸電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (略)
35 設備の賠償 (略) (2)お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該 一般送配電事業者 の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北陸電力が当該 一般送配電事業者 から賠償の請求を受けた場合は、北陸電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	35 設備の賠償 (略) (2)お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該 一般送配電事業者等 の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北陸電力が当該 一般送配電事業者等 から賠償の請求を受けた場合は、北陸電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
38 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該 一般送配電事業者 は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、40（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) □ 北陸電力、auEL または当該 一般送配電事業者 の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該 一般送配電事業者 が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	38 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該 一般送配電事業者等 は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、40（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) □ 北陸電力、auEL または当該 一般送配電事業者等 の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該 一般送配電事業者等 が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算	39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算

次の場合には、北陸電力は需給契約の消滅または変更の日に、工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で、お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、北陸電力が、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合で、供給設備のうち契約容量の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量が増加された契約容量分を上回るときは、増加された契約容量分といたします。）について、北陸電力が、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。	次の場合には、北陸電力は需給契約の消滅または変更の日に、工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で、お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、北陸電力が、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合で、供給設備のうち契約容量の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量が増加された契約容量分を上回るときは、増加された契約容量分といたします。）について、北陸電力が、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。
40 解約等 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北陸電力および auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。 (略) へ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 (略) (2) お客さまが、38（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	40 解約等 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北陸電力および auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。 (略) へ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 (略) (2) お客さまが、38（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
42 需給地点および施設 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。	42 需給地点および施設 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(略)	(略)
43 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 (1) 北陸電力は、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (略) (3) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北陸電力は、工事費負担金等相当額を、すみやかに精算するものいたします。 (略) (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、北陸電力が当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北陸電力は、その金額をお客さまから申し受けます。	43 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 (1) 北陸電力は、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (略) (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北陸電力は、工事費負担金等相当額を、すみやかに精算するものいたします。 (略) (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、北陸電力が当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北陸電力は、その金額をお客さまから申し受けます。
44 保安の責任 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。	44 保安の責任 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等にもとづき、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。
45 調査 (1) 当該一般送配電事業者は、法令および託送供給等約款等で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。	45 調査 (1) 当該一般送配電事業者等は、法令および託送供給等約款等で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
46 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が 45（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していた	46 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が 45（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示して

だきます。	いただきます。
47 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者北陸電力は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	47 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等北陸電力は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
附 則 1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔2〕■ でんき契約約款（北陸電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																				
1 契約種別 （略） 1－1 プラン M（北陸 D）（以下「プラン M」といいます。） （1）適用範囲 （略） □ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、でんき約款で定める当該一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） （4）料金 （略） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>220.00 円（242.00 円）</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>330.00 円（363.00 円）</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>440.00 円（484.00 円）</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>660.00 円（726.00 円）</td></tr></table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	220.00 円（242.00 円）	契約電流 15 アンペア	330.00 円（363.00 円）	契約電流 20 アンペア	440.00 円（484.00 円）	契約電流 30 アンペア	660.00 円（726.00 円）	1 契約種別 （略） 1－1 プラン M（北陸 D）（以下「プラン M」といいます。） （1）適用範囲 （略） □ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、でんき約款で定める当該一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） （4）料金 （略） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>275.00 円（302.50 円）</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>412.50 円（453.75 円）</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>550.00 円（605.00 円）</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>825.00 円（907.50 円）</td></tr></table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	275.00 円（302.50 円）	契約電流 15 アンペア	412.50 円（453.75 円）	契約電流 20 アンペア	550.00 円（605.00 円）	契約電流 30 アンペア	825.00 円（907.50 円）
	税抜額（税込額）																				
契約電流 10 アンペア	220.00 円（242.00 円）																				
契約電流 15 アンペア	330.00 円（363.00 円）																				
契約電流 20 アンペア	440.00 円（484.00 円）																				
契約電流 30 アンペア	660.00 円（726.00 円）																				
	税抜額（税込額）																				
契約電流 10 アンペア	275.00 円（302.50 円）																				
契約電流 15 アンペア	412.50 円（453.75 円）																				
契約電流 20 アンペア	550.00 円（605.00 円）																				
契約電流 30 アンペア	825.00 円（907.50 円）																				

契約電流 40 アンペア	880.00 円 (968.00 円)
契約電流 50 アンペア	1,100.00 円 (1,210.00 円)
契約電流 60 アンペア	1,320.00 円 (1,452.00 円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21 円 (17.83 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.75 円 (21.72 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30 円 (23.43 円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および料金 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	164.81 円 (181.29 円)

1－2 プラン L（北陸 D）（以下「プラン L」といいます。）

(1) 適用範囲

（略）

□ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望

契約電流 40 アンペア	1,100.00 円 (1,210.00 円)
契約電流 50 アンペア	1,375.00 円 (1,512.50 円)
契約電流 60 アンペア	1,650.00 円 (1,815.00 円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56 円 (18.21 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.10 円 (22.11 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65 円 (23.81 円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および料金 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	219.81 円 (241.79 円)

1－2 プラン L（北陸 D）（以下「プラン L」といいます。）

(1) 適用範囲

（略）

□ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望

され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(略)

(3) 契約容量

でんき約款 5（契約電流および契約容量）（2）によります。契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、でんき約款別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

(略)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21 円（17.83 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.75 円（21.72 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30 円（23.43 円）

され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(略)

(3) 契約容量

でんき約款 5（契約電流および契約容量）（2）によります。契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、でんき約款別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

(略)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56 円（18.21 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.10 円（22.11 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65 円（23.81 円）

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。 (略)	10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行なった日といたします。 (略)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022年12月1日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

〔3〕■ でんき契約約款

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款 2023 年 2 月 22 日実施	でんき契約約款 2023 年 4 月 1 日実施
6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 （略）	6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 （略）
7 需給契約の成立および契約期間 （略） (2)契約期間は、次によります。 イ～ロ（略）	7 需給契約の成立および契約期間 （略） (2)契約期間は、次によります。 イ～ロ（略） ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合があります。
9 需給契約の単位 当社は、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。	9 需給契約の単位 当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。

10 供給の開始 (1) 当該一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。 (略)	10 供給の開始 (1) 当該一般送配電事業者等所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。 (略)
14 検針 検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。	14 検針 検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
16 使用電力量の計量 (1) 当社は、当該一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、15（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (略)	16 使用電力量の計量 (1) 当社は、当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により、15（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (略)
22 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査 (略) (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	22 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査 (略) (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
23 違約金 (1) お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合	23 違約金 (1) お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合

(略)	(略)
24 供給の停止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中にお客さまへの電気の供給を停止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合、当社は、料金の減額は行いません。	24 供給の停止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中にお客さまへの電気の供給を停止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合、当社は、料金の減額は行いません。
25 損害賠償および債務の履行の免責 (1) 10（供給の開始）(3)によって供給の開始日を変更した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、もしくは電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (略)	25 損害賠償および債務の履行の免責 (1) 10（供給の開始）(3)によって供給の開始日を変更した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、もしくは電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (略)
26 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 (略)	26 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 (略)
30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。	30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
33 供給設備等の施設	33 供給設備等の施設

(1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送約款等に基づき，当該一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに，当該一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けることがあります。 (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送約款等に基づき当該一般送配電事業者が付帯設備を無償で利用できるものいたします。 （略）	(1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備，引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。），計量器等の施設については，託送約款等に基づき，当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合，お客さまには，託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに，当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は，当社が負担した工事費等について，お客さまから申し受けることがあります。 (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で利用できるものいたします。 （略）
34 工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し，もしくは契約容量等を増加され，これにともない新たに供給設備を施設する場合，または，新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで，お客さまの希望により供給設備を変更する場合で，当社が託送約款等に基づいて，当該一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は，当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。	34 工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し，もしくは契約容量等を増加され，これにともない新たに供給設備を施設する場合，または，新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで，お客さまの希望により供給設備を変更する場合で，当社が託送約款等に基づいて，当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は，当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。
36 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお，実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を申し受ける場合があります。	36 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお，実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を申し受ける場合があります。
附 則 1 本約款の実施期日 本約款は，2023 年 2 月 22 日から実施いたします。	附 則 1 本約款の実施期日 本約款は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔4〕■ でんき契約約款料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） 1－1 プラン M （略） (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに 当該 一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。			1 契約種別 （略） 1－1 プラン M （略） (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者 または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。） の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。		
(3) 契約電流または最大需要容量			(3) 契約電流または最大需要容量		
北海道，東北， 東京，中部，北 陸，九州	イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。 □ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。		北海道，東北， 東京，中部，北 陸，九州	イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。 □ 当該一般送配電事業者 等 は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者 等 は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	
四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一		四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一	

一般送配電事業者との協議によって定めます。 (略) 1 - 2 プランL (略) (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 (略)	一般送配電事業者等との協議によって定めます。 (略) 1 - 2 プランL (略) (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし，かかる場合であっても，当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には，お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし，当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 (略)
2 プランM料金表 (1)プランM（北海道） イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	2 プランM料金表 (1)プランM（北海道） イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

（略）

(2) プランM（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円（330.00円）
契約電流15アンペア	450.00円（495.00円）
契約電流20アンペア	600.00円（660.00円）
契約電流30アンペア	900.00円（990.00円）

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

（略）

(2) プランM（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）
契約電流15アンペア	504.00円（554.40円）
契約電流20アンペア	672.00円（739.20円）
契約電流30アンペア	1,008.00円（1,108.80円）

契約電流40アンペア	1,200.00円 (1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円 (1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円 (1,980.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)

(略)

(3) プランM (東京)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額 (税込額)
契約電流10アンペア	260.00円 (286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円 (429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円 (572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円 (858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円 (1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円 (1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円 (1,716.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(略)

(3) プランM (東京)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額 (税込額)
契約電流10アンペア	268.40円 (295.24円)
契約電流15アンペア	402.60円 (442.86円)
契約電流20アンペア	536.80円 (590.48円)
契約電流30アンペア	805.20円 (885.72円)
契約電流40アンペア	1,073.60円 (1,180.96円)
契約電流50アンペア	1,342.00円 (1,476.20円)
契約電流60アンペア	1,610.40円 (1,771.44円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円（235.82円）

(4)プランM（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

(4)プランM（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円（21.03円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円（25.50円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円（28.45円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	234.76円（258.23円）

(5) プランM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円（242.00円）
契約電流15アンペア	330.00円（363.00円）
契約電流20アンペア	440.00円（484.00円）
契約電流30アンペア	660.00円（726.00円）
契約電流40アンペア	880.00円（968.00円）
契約電流50アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流60アンペア	1,320.00円（1,452.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	241.87円（266.05円）

(5) プランM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	164.81円（181.29円）

(6) プランM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円 (411.40円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円 (20.36円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円 (26.98円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円 (30.49円)

(7) プランM（九州）

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	219.81円（241.79円）

(6) プランM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)

(7) プランM（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円（26.04円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円（314.77円）

3 プランL 料金表

(1) プランL（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円（26.87円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

3 プランL 料金表

(1) プランL（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

(2) プランL（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円（29.27円）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2) プランL（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3) プランL（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

(4) プランL（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円（21.03円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円（25.50円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円（28.45円）

(3) プランL（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

(4) プランL（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

(5) プランL（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

(6) プランL（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）

(5) プランL（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

(6) プランL（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円（316.23円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）

	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)			300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)	
7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 (略)				7 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 (略)			
8 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 (略) ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。 (略)				8 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 (略) ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。 (略)			
附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 2 月 22 日から実施いたします。				附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。			

〔5〕■ でんき契約約款料金表（UQ でんき）

改定前（旧）		改定後（新）	
1 契約種別 (略) 1－1 UQ でんき M (略) (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに 当該 一般送配電事業者の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約電流または最大需要容量		1 契約種別 (略) 1－1 UQ でんき M (略) (2) 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに一般送配電事業者 または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。） の供給条件により，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約電流または最大需要容量	
北海道，東北， 東京，北陸，九州	イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。 □ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	北海道，東北， 東京，北陸，九州	イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。 □ 当該一般送配電事業者 等 は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者 等 は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一	四国	ハ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

（略）

(2) UQ でんきM（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	300.00円（330.00円）
契約電流15アンペア	450.00円（495.00円）
契約電流20アンペア	600.00円（660.00円）
契約電流30アンペア	900.00円（990.00円）

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

（略）

(2) UQ でんきM（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	336.00円（369.60円）
契約電流15アンペア	504.00円（554.40円）
契約電流20アンペア	672.00円（739.20円）
契約電流30アンペア	1,008.00円（1,108.80円）

契約電流40アンペア	1,200.00円 (1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円 (1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円 (1,980.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)

(略)

(3) UQ でんきM (東京)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約電流10アンペア	260.00円 (286.00円)
契約電流15アンペア	390.00円 (429.00円)
契約電流20アンペア	520.00円 (572.00円)
契約電流30アンペア	780.00円 (858.00円)
契約電流40アンペア	1,040.00円 (1,144.00円)
契約電流50アンペア	1,300.00円 (1,430.00円)
契約電流60アンペア	1,560.00円 (1,716.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
--	-----------

契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(略)

(3) UQ でんきM (東京)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約電流10アンペア	268.40円 (295.24円)
契約電流15アンペア	402.60円 (442.86円)
契約電流20アンペア	536.80円 (590.48円)
契約電流30アンペア	805.20円 (885.72円)
契約電流40アンペア	1,073.60円 (1,180.96円)
契約電流50アンペア	1,342.00円 (1,476.20円)
契約電流60アンペア	1,610.40円 (1,771.44円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
--	-----------

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円 (19.87円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円 (26.47円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円 (30.56円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円 (235.82円)

(4) UQ でんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円 (242.00円)
契約電流15アンペア	330.00円 (363.00円)
契約電流20アンペア	440.00円 (484.00円)
契約電流30アンペア	660.00円 (726.00円)
契約電流40アンペア	880.00円 (968.00円)
契約電流50アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流60アンペア	1,320.00円 (1,452.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円 (240.71円)

(4) UQ でんきM（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円 (302.50円)
契約電流15アンペア	412.50円 (453.75円)
契約電流20アンペア	550.00円 (605.00円)
契約電流30アンペア	825.00円 (907.50円)
契約電流40アンペア	1,100.00円 (1,210.00円)
契約電流50アンペア	1,375.00円 (1,512.50円)
契約電流60アンペア	1,650.00円 (1,815.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円 (17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円 (21.72円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円 (23.43円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円 (181.29円)

(5) UQ でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円 (411.40円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円 (20.36円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円 (26.98円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円 (30.49円)

(6) UQ でんきM（九州）

イ 基本料金

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円 (241.79円)

(5) UQ でんきM（四国）

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額 (税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)

(6) UQ でんきM（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円（17.45円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円（23.05円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円（26.04円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1 月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円（314.77円）

3 UQ でんき L 料金表

(1) UQ でんき L（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円（23.87円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円（26.87円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1 月の料金は、次の最低月額料金および9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円（334.25円）

3 UQ でんき L 料金表

(1) UQ でんき L（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円（33.97円）

(2) UQ でんき L（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円（29.27円）

(3) UQ でんき L（東京）

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2) UQ でんき L（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3) UQ でんき L（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

（4） UQ でんき L（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

（4） UQ でんき L（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

(5) UQ でんき L (九州) イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>270.00円 (297.00円)</td></tr> </table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>15.87円 (17.45円)</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>20.96円 (23.05円)</td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>23.68円 (26.04円)</td></tr> </table>		税抜額 (税込額)	契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円 (297.00円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円 (17.45円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)	(5) UQ でんき L (九州) イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>287.49円 (316.23円)</td></tr> </table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>16.61円 (18.27円)</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>21.70円 (23.87円)</td></tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>24.43円 (26.87円)</td></tr> </table>		税抜額 (税込額)	契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円 (316.23円)		税抜額 (税込額)	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円 (18.27円)	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)
	税抜額 (税込額)																								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円 (297.00円)																								
	税抜額 (税込額)																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円 (17.45円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)																								
	税抜額 (税込額)																								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円 (316.23円)																								
	税抜額 (税込額)																								
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円 (18.27円)																								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)																								
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)																								
9 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 (略)	9 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 (略)																								
10 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 (略) ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。 (略)	10 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 (略) ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。 (略)																								

附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 2 月 22 日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日 2023 年 2 月 22 日から実施いたします。
--	---

〔6〕■ でんきサービスに関するポイント特典付与条件

改定前（旧）	改定後（新）																										
第5条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に指定サービス（au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>5, 0 0 0 円未満</td><td>0. 5 %</td></tr><tr><td>5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満</td><td>2 %</td></tr><tr><td>8, 0 0 0 円以上</td><td>3 %</td></tr></table> （略） 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第 1 2 条第 4 項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>5, 0 0 0 円未満</td><td>1 %</td></tr><tr><td>5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満</td><td>3 %</td></tr></table>	本件対象額	還元率	5, 0 0 0 円未満	0. 5 %	5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	2 %	8, 0 0 0 円以上	3 %	本件対象額	還元率	5, 0 0 0 円未満	1 %	5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	3 %	第5条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に指定サービス（au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table> （略） 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第 1 2 条第 4 項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table>	本件対象額	還元率	8,000 円未満	0.5%	8,000 円以上	1%	本件対象額	還元率	8,000 円未満	0.5%	8,000 円以上	1%
本件対象額	還元率																										
5, 0 0 0 円未満	0. 5 %																										
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	2 %																										
8, 0 0 0 円以上	3 %																										
本件対象額	還元率																										
5, 0 0 0 円未満	1 %																										
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	3 %																										
本件対象額	還元率																										
8,000 円未満	0.5%																										
8,000 円以上	1%																										
本件対象額	還元率																										
8,000 円未満	0.5%																										
8,000 円以上	1%																										

(略)	8, 0 0 0円以上	5%	(略)
第 1 2 条（本ポイントの付与に係る特約） 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（UQ でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。 2 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 2 項及び第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。 3 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは KDDI のビッグロブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限りま (略) 4 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、本件契約者の BIGLOBE ID に指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第 5 条第 4 項に基づき、本件付与ポイントを付与しま			第 1 2 条（本ポイントの付与に係る特約） 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（UQ でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。 (削除) 2 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは KDDI のビッグロブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限りま (略) 3 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、本件契約者の BIGLOBE ID に指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第 5 条第 4 項に基づき、本件付与ポイントを付与しま

す。

- 5 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。
- 6 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のモンスターでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。なお、株式会社ミクシィが別途実施する特典提供が事情により中止・終了した場合、本項の適用は行わず、第 5 条の定めに従います。
- 7 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。

提供条件
四季でんき提供条件
A N A でんき提供条件
ARUHI でんき提供条件
よみぽでんき提供条件
ピクシブでんきプラン提供条件
ペルソナでんき提供条件
でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件
ゆめカードでんき提供条件
グローバルポイントでんき提供条件
めぶき d e でんき提供条件

（削除）

（削除）

- 4 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件または料金表で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。

提供条件
四季でんき提供条件
A N A でんき提供条件
ARUHI でんき提供条件
よみぽでんき提供条件
ピクシブでんきプラン提供条件
ペルソナでんき提供条件
でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件
ゆめカードでんき提供条件
グローバルポイントでんき提供条件
めぶき d e でんき提供条件

N C でんき提供条件	N C でんき提供条件
Vポイントでんき提供条件	Vポイントでんき提供条件
わくわくでんき提供条件	わくわくでんき提供条件
テレビ松本でんき提供条件	テレビ松本でんき提供条件
おおさか eco でんき提供条件	おおさか eco でんき提供条件
	グランパスでんき提供条件
	モンストでんき提供条件
	SKE48 でんき提供条件
	でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

8 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の SKE48 でんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

9 （略）

10 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第 1 条（2）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、本

（削除）

5 （略）

6 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第 1 条（2）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律

件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。	150 ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 150 ポイントを還元します。														
第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）（略） 3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table border="1" data-bbox="125 823 1048 1139"><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2, 5 0 0 円未満</td><td>本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満</td><td>本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6, 0 0 0 円以上</td><td>本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr></table> 4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与され	本件対象額	還元率	2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）（略） 3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table border="1" data-bbox="1234 823 1984 960"><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>1%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1.5%</td></tr></table> 4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しない	本件対象額	還元率	8,000 円未満	1%	8,000 円以上	1.5%
本件対象額	還元率														
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
本件対象額	還元率														
8,000 円未満	1%														
8,000 円以上	1.5%														

る本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1 . 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 6 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額

5 本条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 3 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。

6 本条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 4 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントを還元します。

附則

（適用期日）

本改正規定は、2 0 2 3 年 2 月 2 7 日から適用します。

ものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
8,000 円未満	1%
8,000 円以上	1.5%

5 本条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 3 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。

6 本条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 4 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。

附則

1 （適用期日）

本改正規定は、2023 年 4 月 1 日から適用します。

2 第 5 条（本ポイントの付与）に係る経過措置

(1) 第 5 条第 2 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 2 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
5,000 円未満	0.5%
5,000 円以上 8,000 円未満	2%
8,000 円以上	3%

(2) 第 5 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 4 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
-------	-----

5,000 円未満	1%
5,000 円以上 8,000 円未満	3%
8,000 円以上	5%

3 第 12 条（本ポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

(1) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 2 項の表、第 5 条第 4 項の表及び第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(2) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(3) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のモントでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(4) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のSKE48 でんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

4 第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

(1) 第 13 条第 3 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 3 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

	<table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2,500 円未満</td><td>本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2,500 円以上 6,000 円未満</td><td>本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6,000 円以上</td><td>本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr></table>	本件対象額	還元率	2,500 円未満	本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	6,000 円以上	本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
	本件対象額	還元率							
	2,500 円未満	本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
	6,000 円以上	本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
(2) 第 13 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 4 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。									
<table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2,500 円未満</td><td>本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2,500 円以上 6,000 円未満</td><td>本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6,000 円以上</td><td>本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr></table>	本件対象額	還元率	2,500 円未満	本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	6,000 円以上	本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	
本件対象額	還元率								
2,500 円未満	本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
6,000 円以上	本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
(3) 第 13 条第 5 項に定める還元率に関して、第 13 条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 5 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントとします。									
(4) 第 13 条第 6 項に定める還元率に関して、第 13 条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 6 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントとします。									